

平成二十二年十二月七日受領
答弁第二一四号

内閣衆質一七六第二一四号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官による国会議員の質疑権侵害の疑義がある発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中川秀直君提出仙谷官房長官による国会議員の質疑権侵害の疑義がある発言に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の発言については、議論を深めるための要望を述べたものに過ぎない。

三及び四について

衆議院規則第四十五条第一項においては、「委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べることができ。」と規定され、また、参議院規則第四十二条第一項においては、「委員は、議題について、自由に質疑し、意見を述べることができ。」と規定されていると承知しているが、これらの規定は、国会における手続及び内部の規律に関して定められたものであり、その内容について、政府として見解を述べる立場にない。